



収金廃総第1号  
平成28年2月2日  
(2016年)

金沢市長  
山野之義様

金沢市廃棄物総合対策審議会  
会長 関平和



家庭ごみ有料化制度の導入等について（答申）

平成28年1月14日付け発環政第122号で諮問のあった家庭ごみ有料化制度の導入及び廃棄物処理手数料の改定について、下記のとおり答申します。

記

答申第1号 家庭ごみ有料化制度の導入について

家庭ごみ有料化制度については、ごみ処理に対する市民のコスト意識の醸成、減量・資源化の促進、費用負担の公平性の確保、将来世代の負担軽減などの観点から、諮問のとおり導入を進める必要があると思料します。

ただし、制度を円滑に導入するためには、ごみステーション等の管理主体である地域団体等の理解が大切であることから、市におかれては、地域団体等への説明を徹底するなど、導入時期を含め、慎重に準備を進められるよう望みます。

1. 有料化の対象  
燃やすごみ  
埋立ごみ
2. 負担軽減措置  
努力しても減らすことが難しいごみは対象外
3. 指定ごみ袋の種類と手数料の額

(消費税対象外)

指定ごみ袋のサイズ	1枚当たりの価格 (1リットル当たり1円)
5リットル	5円
10リットル	10円
20リットル	20円
30リットル	30円
45リットル	45円

答申第2号 廃棄物処理手数料の改定について

次のとおり改定することを認めます。

1. 改定を認める手数料

(消費税相当額を含む)

埋立〔戸室新保埋立場〕	基本料金 (500kg 以下のもの)	1,500 円
	500kg を超え 2 t 以下のもの (kg あたり)	11 円
	2 t を超えるもの (kg あたり)	12 円
焼却〔環境エネルギーセンター〕 (kg あたり)		11 円

2. 改定時期

家庭ごみ有料化制度の導入に合わせて実施